時事新報は全國中紙面の最も廣き新聞紙なり

時事新報には每號詳細なる商況物價の報告あり

# 時事新報

第三千七百四十四號
明治廿六年八月廿六日（土曜日）
舊曆癸巳七月十五日（乙未）
日出午前五時九分　日入午後六時十六分
月出午後六時零分　月入午前三時二十八分
滿潮午前四時四十七分　午後五時八分
（西曆一千八百九十三年）

## 時事新報定價

時事新報は每號八面乃至十二面にして詳細なる商況物價の報告あり其代價遞送料は左の如し

一號　貳錢五厘○一ヶ月　前金五拾錢○三ヶ月　前金壹圓四拾五錢○六ヶ月　前金貳圓八拾五錢○一ヶ年　前金五圓六拾錢○月曜日休刊（此他大祭祝日年始年末等一切休刊セズ）

## 時事新報遞送料

一　日本國內並に朝鮮國京城、仁川、釜山、元山津　一ヶ月　金拾三錢
二　南亞米利加、中央亞米利加、米國若くは加奈陀を經て郵送する歐洲各國　一ヶ月　金六拾錢
三　北米合衆國、英領加奈陀、布哇諸嶋　一ヶ月　金三拾錢
四　香港を經て郵送する亞細亞諸港、太平洋諸嶋、濠洲　一ヶ月　金六拾五錢
五　露領浦潮斯德、清國諸港　一ヶ月　金三拾五錢

## 時事新報廣告料（前金）

| 一行五號活字廿四字詰 | 一日限 | 一日以上六日迄 | 七日以上 |
|---|---|---|---|
| 一行ニ付 | 十三錢 | 十一錢 | 十錢五厘 |

## 本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐること寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依賴せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報社に達したる投書の原稿は凡て寄稿者に返戾せず又本社に保存せず

## 時事新報

## 政技者の時代

國會開設に伴ふて生じたる弊害を枚擧すれば大は國家の經綸より小は個人の交際に至るまで種々百端殆んど限りなく人をして轉た憂慮に堪へざらしむる事なれども就中耳目に忌はしきは撰擧競爭の弊より甚だしきはなし此弊害たる天下萬衆の共に認めて顰蹙する所にして彼の運動者自身とても之を弊害にあらずとは得云はずして唯止むを得ざるに出づるの運動と言ふのみ斯まで明白にも亦堪へ難き弊害なれば我輩は之が矯正の爲めにとて屢々朝野の注意を促したる中に現今の撰擧法を改めて秘密投票の制となさんことを勸告し又其の實行を祈るに急なりしが今に至るまで曾て政治社會の議題に上らず恰も雲烟過眼視せらるゝが如きは竊に不審の至りに堪へず秘密投票の制たるや決して我輩の新發明にあらず往古希臘全盛の頃より既に〳〵行はれたるものなれば今日我撰擧法の弊あるを見ては少なくとも矯正策の一端として先づ指を此制に屈す可き筈なり勿論政治家の實況として其宜しく注意す可きものに注意せず其宜しく議題となす可きものを議題となさゞるは獨り秘密投票の事のみならずと雖も遠圖長策將た理論の六ケしきものならば格別、最も觀易き撰擧競爭の弊、最も解し易き秘密投票の制に就て政治家たる者が毫も相關せざるものゝ如しとは實に其意の所在を知る可らず左ればとて議員及び政黨員の間に於て全く撰擧法改正の談なきにもあらずして或は撰擧區を大にせんと云ひ又或は撰擧被撰擧權を擴張せん抔とは憲法發布の時より囂々として今も現に黨議の一に列擧するものさへあり此等の改正論に就ては我輩亦別に說ありと雖も其可否は暫く擱き所謂撰擧被撰擧權を擴張せんと云ふは即ち今より一層進步せんとの意ならん然るに實際撰擧競爭の弊は現に療治を加へざる可らざるものなり既に現はれたる所の弊害に療治を加ふると未だ見ざる所の利益を期して進步を企ると前後緩急は多言を俟たずして明白なる可し贈賄脅迫等の惡風によりて目前權利を屈せらるゝの時に當り之を矯めずして偏に擴張に走らんとするは喩へば胃弱症の人が體格を肥大ならしめんとて多食するが如きのみ且つ夫れ擴張論は理想上の談にして秘密投票の制は實際上の急務なり政治家の政論は如何にしても先後を紊るの議を免る可らざるが如し又撰擧區擴張論の如き由て以て競爭の弊を減ぜんと云ふもあれども其得失は未だ知る可らざる上に之を秘密投票の實行に比すれば効能の多少は固より同日の談にあらず或は言ふ秘密投票も亦一得一失ある可しと我輩は其如何なる失あるや將た今後如何なる新欠點を見るやを知らずと雖も各國從來の實例に徵するに投票用紙を贗造すること、一人にして數票を投すること、一人にして數度投票すること、本人の名義を犯し又は代理人などゝ詐稱する者あること、凡そ此邊の故障に過ぎず成程無記名の投票なれば後に至り詮索も困難なるに似たれども是れは昔の噺にして今日は之を防ぐに何の造作もなきことたるは復た辯を俟たずして讀者の能く知る所なる可し況んや機械の發明によりて函の中に自鳴鐘を設け投票紙一枚を入るれば必らず一枚每に音を發して決して數票を一時に投ずる能はざるの工風さへあることなれば充分に詐計を防ぎ少しも懸念するに足るものなし抑も撰擧競爭の弊は贈賄脅迫を以て根本となすが故に之を防ぐは弊を防ぐの第一にして而して投票を秘密にするの一事は最も有効適切なり固より此一事によりて全く弊を絕つこと能はざるは申す迄もなけれども其濠洲に初まりて英國に傳はり日耳曼、伊太利、西班牙、白耳義、瑞西、北米合衆國（各州の過半）等秘密投票の實施以來大に惡弊を減じたるは事實の明白なる所にして其他全然秘密の制となさゞるも一部に之を實行するもの亦少なからず何れも良績を見ざることなければ今は歐米學者間にても秘密投票は代議制度に離る可らざるの法なりとて議論恰も一定したるが如し凡そ今の政治社會に撰擧競爭の醜聞を聞き其弊害を知りながら尙ほ依然として記名公開の投票法を墨守するは日新の新事に迂濶なる者と云ふ可し

我國撰擧の實狀彼の如く各國投票の實例此の如くなるにも拘はらず政界に秘密投票法の議論なきは抑も如何なる次第なるや我輩は之を以て漫然政治家輩の怠慢不注意のみに歸せず其心中寧ろ憫む可きの情狀あらんを疑ふ者なり此程の紙上に「秘密投票の制を實行す可し」と題して陳べたる如く無事に苦む代言人が人の起訴を促し病家に乏しき庸醫が流行病の蔓延を喜ぶに等しく世の中には所謂政技者とて人の政熱に狂するに乘じて自から利せんが爲め撰擧等の場合には務めて人民を教唆煽動して以て業となすの一流あり此輩の爲めに謀れば競爭のます〳〵劇くしてます〳〵騷々しきこそ得意なれば今若し不幸にして秘密投票の制を採り例の贈賄脅迫等の運動も漸く無益の勢に屬して復た政技者を俟たざることゝもならば是れぞ由々しき大變にして訴訟の依賴なき代言人の如く病家に離れたる醫者の如く忽ち衣食の邊に不自由を感ず可し然り而して今の國會議員中には能く此政技者流の難澁にも頓着せず斷然として其糊口の法を奪ふの議論をなすに忍びざるの情實ありといふ蓋し議員が當撰競爭の當時を回顧すれば政技者の勢こそ最も有力にして今日首尾よく議員の地位を占得たりとて假に之を疎外するは事情の許さゞる所のみか却て地位を危ふするの懼なきにあらざれば假令ひ秘密投票の制は一の不可なしとするも念ふて玆に到れば双方の情實如何ともなす可らざるものありて政技者の議員に對する勢力は實に傍人の推測し難きものと聞く現に撰擧被撰擧權擴張論の如きも啻に表面の理論のみならず其實政技者流の注文に由るものにして此流の人々は兩權を得るの資格なき者こそ多きが故に議員は枉げて擴張を唱ふるものゝ由實地に通ずる者の言ふ所なれども眞僞は擱き兎も角も政技者の勢力決して侮る可らざるを見るに足れり憐む可し秘密投票の制も議員の口に上らざれば以て法律と爲す可らず而して議員の口は政技者の爲めに箝せられて自由ならず之を稱して政技者の時代と云ふ誣言にあらざる可し政治家時代ならばまだしもなれども政技者時代とは政界全體の爲めに聊か赤面の情なきを得ざるなり

## 雜報

**○議長の信任問題**　自由黨の領袖星亨氏は陸奧外務大臣と舊來の緣故淺からざるより兩者の間に何か密約にてもあるかの如く想像し果ては政府の爲めに盡力する所あるならんとて痛く星氏の擧動を疑ふ者ある折柄突然相馬事件なるもの起り星氏ろの被告の位置に立てる相馬家の辯護士たることを承諾せしかば辯護士社會の非難を受くる等旁々星氏の評判宜しからざるに付同氏の政敵は寧ろ其虛に乘じて之を排擠せんとするの傾なきに非らず殊に改進黨と同氏との間は世人も知る如く極めて惡しければ星氏の評判今日の如き有樣にて經過せんか第五議會に於ては同黨より議長の不信任問題を提出することなしとも云ふ可からずとて逸早く其成行を想像する政治家もありと云ふ

**○司法省の改革**　司法省にては行政整理の結果として判撿事幷に書記等に減員の沙汰を行はざるを得ざる事と爲り過般來其の事に着手せし處中には自ら進んで辭表を捧ぐる者抔もあれども人の進退に關することなれば輕卒に處分も出來ざるを以て來月末頃ならでは其處分も全く終らざる可しと云ふ

**○松方伯**　け
巡遊して入京の第
二十三日を以て着

**○製鐵所設立**
合併の交涉中なる
本額の點に就て見
は五百萬圓にて可
ざるが其實此資本
雙方の感情より將
如何に成行くかは
富豪家は小室信夫
要を感じ東京の有
大坂にて資本總額
を負擔せんと迄決
設立談の悶着ある
し京坂地方の人々
れば雙方とも互に
なりとて調停に盡
ろの一人なりと云

**○大坂商業會**
曾て法典調查會總
號及び冒險貸借
調查中なりしが
十二日午後八時會
入一萬四百十八圓
圓八十八錢五厘
決算報告を爲し例
續て前記商號及
五名を撰定し能く
に來る九月神戶商
會を開く出席員な
中何れか一名出席
仁兵衛氏より右委
淸左衛門、小野市
查委員に近藤喜
伊庭貞剛の五氏

**○相馬事件の**
の演說鼻を衝く如
なけれど麴町區內
の如くに同區內の
水茶屋の座敷なら
と云ふ不思議な
紙などをあまり
釋を聞くより餘
法に拔目なし

**○シカ**
去る十七日博覽會
花莚、段通等の
氏とペリイー　チー
輿式を行ひたり
亭に於て饗應の
席者は主賓メー
ソン氏を始とし
ー氏當市豪商マ
ンチー氏及びア
數名にして本邦
員出品人等三十
中央には旭日旗